

令和8年3月4日

秋田県厚生協会行動計画

女性職員が個性と能力を職業生活において十分に発揮できるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和12年8月10日
2. 当法人の課題
 - ① 全職員に占める女性職員の割合が高いが、管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合は令和8年3月時点で9.1%であり、低い状況である。
 - ② 令和6年度における育児休業取得率は、男性0%・女性100%であり、男性の取得率が低い。(過年度では男性の育児休業取得実績あり)
3. 目標と取組内容・実施期間

目標①：管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合を30%以上にする。

【取組内容】

- ・令和8年6月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施。
- ・令和8年11月～ 女性管理職及び係長級職員に対し、業務・人事等における悩みや提案等に関するヒアリングの実施。
- ・令和9年1月～ ヒアリング結果を踏まえた人事計画の策定及び経営層や管理職で課題共有を図る。

目標②：育児休業取得率を、男性50%以上・女性100%とする。

【取組内容】

- ・令和8年4月～ 適正な人員配置と積極的な人材確保に努めるとともに、育児休業を取得しやすい業務体制を整備する。
- ・令和8年11月～ 全職員を対象として、育児休業等に関する研修会を毎年1回以上実施する。
- ・随時～ 職員またはその配偶者が妊娠・出産した場合、育児休業等に関する制度の周知及び利用の意向確認を実施する。